

第5号議案

彩の国いきがい大学熊谷学園校友会連絡協議会規約（改正案主旨）

1、改正のねらい

平成25年度に新設の広報部および広報部長の位置づけを明確にするために、広報部長を理事とする。

2、改正案（平成26年5月15日改正）

現 行	改 正 案	理 由
(役員の選出方法) 第7条 熊連協の役員は、次の方法により選出する。 2) 理事は、各期校友会長、各クラブ代表及び期の会長を退任した任期半ばの熊連協の会長、副会長とする。	(役員の選出方法) 第7条 熊連協の役員は、次の方法により選出する。 2) 理事は、各期校友会長、 <u>各部部長</u> 、各クラブ代表及び期の会長を退任した任期半ばの熊連協の会長、副会長とする。 3) 代議員は、各期校友会から2名を選出する。 <u>4) 各部部長は、会長が指名し総会の承認を得る。</u>	2) 理事の中に各部部長を追記。広報部長はこの各部部長に含まれ、将来どんな部が新設されてもこれでカバーできる。 4) 各部部長の選出方法を明確化した。
(役員の任期) 第9条 役員の任期は次のとおりとする。ただし、再任を妨げない。 1) 会長、副会長、会計及び監事の任期は2年とする。	(役員の任期) 第9条 役員の任期は次のとおりとする。ただし、再任を妨げない。 1) 会長、副会長、 <u>各部部長</u> 、会計及び監事の任期は2年とする。	1) 各部部長の任期を明確化した。

以上